

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	6-1
許認可等の種類	特定農業協同組合の承認			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条			
許認可等の概要	特定農業協同組合の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】農業協同組合法施行令第3条の4等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等(平成13年12月28日号外金融庁、農林水産省告示第19号)第2条</p> <p>1 貯金及び定期積金の合計額が五百億円以上であること。 2 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、財産的基盤が安定しており、財務内容が健全であること。 イ 直近の事業年度末における単体自己資本比率(農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府/大蔵省/農林水産省令第十三号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。)が同条第一項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること(自己資本の充実の状況に係る区分のうち第三区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。)及び直近の事業年度末における連結自己資本比率(同条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。)が同条第二項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること(自己資本の充実の状況に係る区分のうち第三区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。) ロ 直近の事業年度において、当期損失又は繰越欠損金を生じていないこと。 ハ 直近の事業年度末における貸出しに対する直近の事業年度末に行われた資産の査定において次に掲げる資産(直近の事業年度末における貸出しに含まれるものに限る。)に区分されたものの額の合計額の比率が三パーセント未満であること。 (1) 回収不可能又は無価値と判定される資産 (2) 最終的に回収不能となる危険性又は最終的な価値の毀損の危険性について重大な懸念が存在することにより損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難な資産 3 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、余裕金の運用が適切に実行できる業務執行体制が確立していること。 イ 余裕金運用担当部門と経営管理担当部門が分離し、かつ、内部けん制体制及び余裕金運用体制が整備され、並びに余裕金運用担当職員が二人以上配置されていること。 ロ 内部監査担当部門が設置されており、かつ、内部監査担当職員が二人以上配置されていること。 ハ 余裕金の運用方針、運用目的、運用方法等について規定した余裕金運用規程を定めていること。 ニ 余裕金の運用に係る市場関連リスク管理体制の充実が図られるよう余裕金運用会議(常勤役員、参事、余裕金運用担当部長及び経営管理担当部長で構成される余裕金運用に係る市場関連リスク管理のための組織をいう。)が設置されていること。 ホ 令第三条の五第三項の規定の適用を受けることについて、当該農業協同組合の理事会の議決を経ていること。 ヘ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。)第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会又は農林中央金庫と預け金(令第三条の五第一項第一号に規定する預け金をいう。)の計画その他必要な事項について調整が行われていること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月			
期間の制定根拠	信用事業及び共済事業以外の農協の事業規定の変更の標準処理期間に準ずる			